

第2回 定例会

那珂川町新年度一般会計予算 77億3,000万円

平成18年第2回那珂川町議会定例会は、3月7日から16日までの10日間の日程で開催されました。那珂川町となって初めて、通年の予算編成となりました。一般会計他7特別会計及び水道事業会計の予算議案や国民健康保険税条例、消防団設置条例、財産区設置条例等が提出され、原案のとおり可決されました。

平成18年度 各会計別当初予算額

| 会計名 | | 予算額 |
|------|-------------|-------------|
| 一 | 一般会計 | 77億3,000万円 |
| 特別会計 | 国民健康保険会計 | 17億7,500万円 |
| | 老人保健会計 | 19億5,000万円 |
| | 介護保険会計 | 9億3,500万円 |
| | 下水道事業会計 | 5億1,600万円 |
| | 農業集落排水事業会計 | 4,950万円 |
| | 簡易水道事業会計 | 1億7,300万円 |
| | ケーブルテレビ事業会計 | 5億1,000万円 |
| 計 | | 136億3,850万円 |

| 水道事業予算 | 収入 | 支出 |
|--------|-----------|-------------|
| 収益的収支 | 2億4,640万円 | 2億4,640万円 |
| 資本的収支 | 1,920万円 | 1億3,009万5千円 |

予算の内訳等については、広報なかがわ4月号をご覧ください。



◆平成18年度那珂川町各会計予算の議決

新年度予算については、予算審査特別委員会を設置して審議しました。各会計予算の9議案は3月14日の本会議において、石田彬良決算審査特別委員長からの「原案のとおり議決すべきもの」との報告を受け、賛成多数で可決されました。

なお、予算審査特別委員会では、担当する常任委員会ごとに分科会を組織し、審査にあたりました。各分科会からは、次のとおり要望事項が付けられました。

●総務企画関係分科会

- ①行政経費の節減には職員の意識改革が必要不可欠であり、積極的な推進を図りたい。
- ②自主財源を確保（収納率100%）し、健全な財政運営に努められたい。
- ③ケーブルテレビ高度化事業の積極的な推進を図りたい。

●教育民生関係分科会

登下校時における児童生徒の更なる安全確保を図られたい。

●産業建設関係分科会

- ①抱い手育成に努めるとともに、遊休農地の利活用の促進を図られたい。
- ②町民の融合性を高めるため、道路網の整備充実を図られたい。
- ③観光資源の回遊性を高めるなど、交流人口の増加につながる施策

を講じられたい。

◆平成17年度各会計補正予算の議決

●一般会計

今回の補正は、歳入で町税、地方交付税、寄付金、諸収入等を増額し、基金繰入金を精査し減額しました。歳出では教育費の奨学金積立金等、衛生費の老人保健特別会計繰出金等、総務費の財政調整基金積立金等、民生費の国民健康保険特別会計繰出金等、土木費及び消防費の事業確定等により、それぞれ増額しました。その結果、補正予算額は2億2,600万円増額となり、歳入歳出予算総額は62億円となりました。

●国民健康保険特別会計

基金積立金の増額などにより、000万円を追加し、補正後の予算総額は、11億4,000万円となりました。

●老人保健特別会計

老人医療費精算等により880万円を追加し、補正後の予算総額は11億4,480万円となりました。

●介護保険特別会計

保険給付費の減額を見込み1,630万円を減額し、補正後の予算総額は5億3,170万円となりました。

●下水道事業特別会計

事業の確定により650万円を減額するもので、補正後の予算総額は5億1,700万円となりました。

◆長期継続契約を締結することができ る契約に関する条例の制定

地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき長期継続契約ができることについて定めるものです。これによって、リース契約など事務の効率化や適正化の効果が期待されます。

◆まちづくり審議会条例の制定

地域の均衡ある発展及び住民の連携の強化を図り、住民協働のまちづくりを推進するため、まちづくり審議会を設置するものです。

◆ケーブルテレビ事業特別会計条例の 制定

高度化事業の推進に伴い、ケーブルテレビ事業会計の歳入歳出を明確化し、効率的な運用を図るため、特別会計に移行するものです。

◆国民健康保険条例の制定

10月1日の合併から現在まで、旧町の税率をそのまま適用してきましたが、税率の統一と納期の改正を行う新たな国民健康保険条例を制定し、平成18年度から適用するものです。

◆消防団の設置等に関する条例の制定

馬頭・小川両消防団が統合することに伴い、名称及び区域を新たに定めるものです。

◆消防団員の定員、任免、給与、 サービスに関する条例の制定

消防団員の定数、任免、給与、サービス等を新たに定めるものです。



◆消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅ つ金条例の制定

消防団員が消防業務に従事し、その職務の遂行によって死亡、または障害の状態になった場合の賞じゅつ金について定めるものです。

◆那珂川町各財産区議会設置条例の制定

- 馬頭財産区議会設置条例
- 武茂財産区議会設置条例
- 大内財産区議会設置条例

●大山田財産区議会設置条例

4財産区は馬頭町、小川町の合併協議に基づき、合併後の那珂川町の財産区として条例を制定し、引き続き存続するものです。

◆町職員の給与に関する条例の一部改正

国においては、人事院勧告に基づき給与改定がなされました。町においても国に準じて条例を改正するものです。

◆特別職の職員で非常勤のものの報酬及 び費用弁償に関する条例の一部改正

合併後新たに設置されたまちづくり審議会委員、新たに調整された消防団員、農業連絡員、産業医等の報酬を定めたものです。

◆乳幼児医療費助成に関する条例の一 部改正

助成対象児の年齢を6歳から9歳に引き上げ、3歳児未満には医療費の現物支給を実施する改正を行うものです。

◆ひとり親家庭医療費助成に関する条 例の一部改正

ひとり親家庭の定義及び住所地の特例を明確にする改正です。

◆重度心身障害者医療費助成に関する 条例の一部改正

施設入所者の住所地の特例を改定したものです。

◆介護保険条例の一部改正

介護保険法の規定による第3期介護保険事業計画に基づき、介護保険料を介護給付費の需要見込み額にあわせ改正するものです。

◆土砂等の埋立て等による土壌の汚染 及び災害の発生防止に関する条例 の一部改正

埋立て事業の長期化を避けるため、特定事業の期間を3年以内に制限する等、一層の適正化を図るため改正を行うものです。

◆栃木県市町村消防災害補償等組合の 解散、解散に伴う財産処分

◆栃木県市町村職員退職手当組合の解 散、解散に伴う財産処分

◆栃木県町村議会議員公務災害補償等 組合の解散

◆栃木県自治会館管理組合の解散、解 散に伴う財産処分

◆栃木県市町村総合事務組合の設立

県内の市町村では、栃木県市町村消防災害補償等組合など4つの一部事務組合を設置し、構成関係市町村の共同事務処理をそれぞれ行っていました。これを解散し、平成18年4月1日からこれらを統合した栃木県市町村総合事務組合を設立して共同事務を行うものです。

なお、それぞれの財産は、栃木県市町村総合事務組合に帰属するものです。